

瀬戸内市 1 人 1 台端末等の貸与及び運用に関するガイドライン

令和 6 年 1 月

瀬戸内市教育委員会

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、瀬戸内市立小学校及び中学校に在学する児童生徒への 1 人 1 台端末等の貸与及びその運用に関し、必要な事項を定めることにより、ICT 機器を活用した教育の推進を図り、学校教育の更なる質の向上に資することを目的とする。

第 2 条 このガイドラインにおいて「1 人 1 台端末等」とは、次の各号に掲げる物品を示す。

- (1) タブレット端末
- (2) タッチペン
- (3) 充電ケーブル
- (4) 持ち帰り専用バッグ
- (5) 貸出用 Wi-Fi ルーター

(貸与)

第 3 条 瀬戸内市教育委員会は、瀬戸内市立小学校及び中学校に在学する児童生徒に 1 人 1 台端末等を貸与する。

2 1 人 1 台端末等の貸与期間は、次のとおりとする。

- (1) 瀬戸内市立小学校の児童 瀬戸内市立小学校に在学する期間
- (2) 瀬戸内市立中学校の生徒 瀬戸内市立中学校に在学する期間

(児童生徒及び保護者の遵守事項)

第 4 条 1 人 1 台端末等の貸与を受けた児童生徒及び保護者（以下「借受者」という。）は、1 人 1 台端末等の利用及び保管を適切に行うとともに、貸与中の破損、紛失、盗難等に十分注意しなければならない。

2 借受者は、貸与された 1 人 1 台端末等の適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）、その他の関係法令に抵触するようなことをしてはならない。

3 借受者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 学校での学習及び家庭学習の目的以外の利用
- (2) 健康を害したり極端に生活リズムを崩すような利用
- (3) 第三者への転貸、売却又は譲渡
- (4) 使用に必要な ID 及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者の ID 及びパスワードを用いて利用すること
- (5) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること
- (6) 1 人 1 台端末がウイルスに感染する危険性のある利用
- (7) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (8) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (9) 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力

- (10) 学校から指示のないファイルのダウンロード及びソフトウェアのインストール、アンインストール
- (11) 学習上必要のないサイトの閲覧
- (12) アプリ内課金及びインターネット上での決済
- (13) 他人の気持ちを害するような書き込みや表現
- (14) 情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(貸与手続)

第5条 借受者は、1人1台端末等の貸与を受けるときは、本ガイドラインを確認した上で、「瀬戸内市1人1台端末等の貸与に関する誓約書」を学校に提出しなければならない。

(事故報告及び弁償)

第6条 借受者は、次に掲げる場合には、直ちに在学する学校に報告しなければならない。

- (1) 1人1台端末等を破損若しくは紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき。
 - (2) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
 - (3) 1人1台端末等が正常に作動しなくなったとき。
 - (4) データの改ざん、抹消、不正使用、1人1台端末へのアクセス権限を持たない者のアクセス、ウイルスの侵入等、又はそれらの恐れのある事実を発見したとき。
- 2 貸与を受けた1人1台端末等を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返還できない場合、借受者の故意又は重大な過失によると瀬戸内市教育委員会が認めるときは、修繕費等原状に復旧する費用を借受者が負担する。その場合、保護者は瀬戸内市教育委員会から請求された当該1人1台端末等に係る修理費用を速やかに支払うこと。

(返却)

第7条 貸与期間が終了した場合、前条の規定に該当する場合又は在学する学校が必要と認めた場合には、借受者は1人1台端末等を速やかに原状回復し、返却しなければならない。

ただし、無断での修理は行わないこと。

- 2 返却された1人1台端末等に障害、破損又は欠品等がある場合は、第6条第2項の規定を準用する。

(事務)

第8条 1人1台端末等の借受者への配付、返却及び「瀬戸内市1人1台端末等の貸与に関する誓約書」の受領等に関する事務手続きは、瀬戸内市立学校が代行する。

(その他)

第9条 1人1台端末等の充電の際の電気代については、家庭で負担すること。

- 2 1人1台端末等の貸与に関して、このガイドラインに定めのない事項が発生した場合には、保護者、瀬戸内市立学校及び瀬戸内市教育委員会が協議の上、対処するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和6年1月18日から施行する。